

中小企業政策審議会第4回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成27年12月10日（木）10:00～11:40

場 所：経済産業省別館1階114会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、小林委員、三神委員、家森委員

議 題：

（1）関係機関ヒアリングを踏まえた討議

議事概要

■ 定刻に至り開会。

■ 事務局からの配付資料確認の後、村本座長の議事進行の下、審議が開始された。

■ 関係機関ヒアリングを踏まえた討議

村本座長の指示に基づき、事務局から「資料2 中間整理（論点整理と方向性）（案）」を説明。同資料について、村本座長から以下の発言があった。

（村本座長発言）

○資料2は、これまでの審議で出てきた意見、これに対応する検討の方向性を列挙したものである。中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼさないようにというのが大前提にある。

○制度の一律化、硬直性をどのように改善するかが大きな論点。現在の制度は企業のライフステージに対応できていない面もあるし、もっと手厚くすべき面もある。経営改善をスムーズに進める必要もある。中小企業が毎年10万社減少していく中で、地方創生のために制度はどのようにあるべきかという点もある。

○リーマンショックといったマクロショックにも、よく対応してきたが、このようなグローバルな危機に対し、本来は現行制度の枠組みだけでは対応できないことを現行制度の中で対応し、その後に悪影響が出ているのではないかという点も考えていかなければならない。すなわち、現在の枠組みでは対応に限界があり、しっかり対応できる制度を検討する必要がある。

○本日の議論も踏まえ、来週16日に開催する第5回WGでは、来年以降の議論の進め方、現場の実態を踏まえる、中小企業・小規模事業者の資金繰りに配慮するといった内容も織り込んだ中間整理を示していきたい。

■ 村本座長の発言後、委員から以下の発言があった。

(河原委員)

- 第2回、第3回のヒアリングで様々な意見を聞いた中でライフステージ毎、規模に応じた制度の見直しが必要であり、先祖代々続く零細企業を支えていくことも大切であることは共通の認識であると思う。
- 制度の見直しにあたっては大きな視点・新たな視点も必要である。そこで予防の仕組みを提案する。これまでは経営が苦しくなってから助けるという考え方だったが、努力して収益性を高める事業者を助けるためには、これからは医療で進められている政策検討と同様に予防的なアプローチを考えていくべきではないかと考える
- 健康診断のような定期的な経営チェックの機会を設け、企業経営に問題が生じたときに活用できるカルテのようなものを作ってはどうか。このようなものがあれば、例えば他地域や支援機関同士の連携も容易になる。更に、カルテによる事前登録制により、危機時のセーフティネット保証の際に、優先して迅速な対応も可能となる。
- 健康診断のメニューは、企業規模やライフステージに合わせて個人と会社の区分が明確かどうか、経営状況、次代の事業承継等も視野に入れ、かつ、簡単に分かりやすい項目にするべき。
- 実現に向けては、中小企業を支援する全ての機関の協力体制を構築と、支援する人材の育成は急務である。金融機関は、弁護士・公認会計士等の専門家と協力。支援機関は各地域での連携をすすめ、支援人材の不足に対して経営革新等認定支援機関を活用。各地域での中小企業支援のハブ機能としてよろず支援拠点を利用することで、各地域での効率的な支援が可能となる。
- 地域の人材による支援力の差については、中小企業庁でしっかりとモニタリング機能を発揮することを期待する。
- 保証料を割り引く会計割引については、国からの支援を受けるからには、小規模事業者に配慮しつつ、健康診断を受けずカルテのない企業に対しては、逆に加算する方法もある。
- これまでの審議では、保証のバックサイドである再保険についての議論がなかった。今回の資料には簡単に触れられているが、制度の持続性といった面からの再保険のあり方についても、議論が必要ではないか。
- 信用補完制度の持続性の視点から、保証割合・保証料率・再保険の保険料率を見直すことが必要である。長期的な視点で、ある程度の収支の安定を目指すことも大切であり、今後慎重な議論をすべきである。
- 保証協会のガバナンス、アカンタビリティについて意見があったが、そもそも会計方針がどうなっているのか分からない。社会から求められている信用

保証協会の役割を明確にした上で、組織として基本から丁寧な見直しが急務である。

- 多くの課題はある中で1点指摘するとしたら、アウトソースすべき業務はアウトソースし、システム等を利用して基幹的な部分を本部で統一的に管理するなど効率化を進められれば良いと考える。
- 新たな資金調達手法が登場し、投資型クラウドファンディングは世界的に急増している。中小企業への資金供給円滑化のために、間接金融だけではない新たな資金調達手法の促進を検討すべきである。
- 負担金方式、部分保証方式について金融機関からヒアリングを行ったが、問題が生じていないと明確に確認されてはいない。あくまで個別金融機関の話であり、金融機関全体としてどうなのか実態を知りたい。また、もう少しマクロ的な視点で、中小企業金融全体として金融機関等がどのような状況になっているのか、事務局からご説明を願う。

(小林委員)

- 資料2で示している方向性に異論はない。ただし、課題は方向性の具体化。難しいところがあるのではないか。
- 保証割合の「一律8割」を改善していく方向性には同意。加えるとすれば、抜本再生局面については第二創業として、創業局面と同様に手厚い支援が必要ではないか。
- 事業者に経営改善のインセンティブを与えるのは重要であり、河原委員のカルテ案も一つのアイデアだと思う。今後、様々なアイデアを出し合いながら検討していきたい。
- 保証の有無が金融機関の貸出利率にどう影響しているかが気になる。保証がつくということはリスクが低くなるということなので、利率が低く設定されるのか。保証割合、保証料率の組み合わせによって金融機関側にもインセンティブを与えることが出来るのではないか。
- セーフティネット機能のあり方についても基本的な方向性には同意。危機時には機動的に発動し、平時となれば速やかに正常化する仕組みが必要。今後の議論では、セーフティネット保証5号をどのように整理・検討するかが重要な論点になる。
- 保証協会のガバナンスについて、情報開示だけではなく、開示した内容をどのように評価、チェックするかということも重要。評価手法も含めて検討していくべきではないか。

(三神委員)

- 中小企業と一括りに言っても、地銀と信金では対象となる顧客が違うのではないか。地銀はコンサル機能としてBS・PLのコスト分析等を行う人材はいるが、より強化すべきは販路開拓、海外展開といったマーケティング機能。
- 一方、信用金庫・信用組合の顧客は生活インフラ業種が多いと思うので、海外展開というよりは持続型の支援に対するニーズが高いのではないか。
- 地域の産業政策を考える場合に、人口減少、コンパクトシティ化を進めているような地域では、人口動態から見えてくる産業のあり方を考えるべし。
- ライフステージに応じた対応について、業種ごとの違いも考慮して検討していくべき。創業期ひとつをとっても、早期に収益を上げられるITベンチャーと研究開発から商品化までに時間がかかるバイオ・医療ベンチャーでは、必要な支援期間に違いが出てくる。
- 構造的不況業種とは何か、定義付けや根拠が今後の課題。
- 河原委員のカルテ案に関連して、スイスには人材バランスや人事の仕組み等も見ると特殊なコンサルがある。中小企業向けに補助制度もあり、定期的に診断を受ける。
- 保証協会の「見える化」については、何をどのように「見える化」するかという論点もある。海外では、支援機関が資本を出しあって中立的な組織を作り、具体的な成果を検証する仕組みがある。
- 保証割合、料率の弾力化については、金融機関が自らコンサルティング機能強化するような仕組み、経営改善した場合にアップサイドの金利を取るような仕組みがあれば良い。
- 金融機関相互の連携について、夫の転勤で地域を離れざるを得ない女性行員を他地域の地銀同士で相互受け入れしている事例があると聞いた。このような広い観点からの連携も重要。

(家森委員)

- 資料2の「検討の視座」は、委員の意思を統一したものになっているものと評価。
- 負担金方式、部分保証方式については今後もウォッチが必要。ヒアリングで聞いた事例はあくまで良い金融機関の事例に過ぎないのではないか。全ての金融機関が同じ対応をとっているかまでは分からない。
- 部分保証方式は大変だと聞かすが、具体的に何が大変なのかまでは分からなかった。負担金方式を続けるにしても、金融機関の現場で信用補完制度の趣旨どおりに動いていないということがあれば、今後変えていく必要がある。
- 三神委員と同じく、構造的不況業種とは何か、定義付けしていく必要がある。

- セーフティネット保証5号の代位弁済率、保険、保証の収支はどうなっているか。利用者の実態はどうなっているのか、何年も同じ業種が指定されているのか、入れ替わっているのか等を精査した上で議論していきたい。
- セーフティネット保証5号の代位弁済率は高いと聞いているが、どのような顧客なのか。ずっと支えていながら倒れるのか、突然利用してすぐに倒れるのか。
 - 危機時の100%保証を残すというのはそのとおりだと思うが、モラルハザードの問題が残る。対応は3つ。一つ目は、保証制度の中での対応として保証料を変えることなど。二つ目は、保証協会がモニタリング機能を担うなど。三つ目は、金融庁が銀行を監督する形でモニタリングを行うなど。
 - 保証協会の業務は、緊急保証があって大きなスケールになった。平時には小さくなるべきだが、将来の火事に備えて平時にも消防車を備えておく必要がある。平時には、経営支援という非常に重要な役割があり、中小企業支援に力を入れていくべきではないか。
 - 資料2のP. 11に保証利用する金融機関・事業者の取り組み状況をモニタリングとあるが、金融機関のモニタリングは金融庁が行うことも考えられるのではないか。金融機関に対する監督面では、保証利用についてどのように考えているのか。保証制度を利用して無審査のごとく融資をするのは良いことか、悪いことか。保証制度の悪用とも言える事態を監督行政でチェックできているのか。
 - 100%保証でもプロパーでも金融機関は違いなく顧客を支援している例を聞いたが、一方で違い無く支援するのは難しいとも聞いた。100%保証時の経営支援をノーリスクの金融機関に全て追わせるのは制度的に難しい。100%保証を続ける以上、この点でもリスクを負っている保証協会に期待する。

(村本座長)

- 制度のステークホルダーである数百の金融機関、51の保証協会の間でパフォーマンスに濃淡があるのであれば、メニューを多様化する、経営支援をするといっても一様ではない。
- 各委員の発言から、資料2については大きな異論はないものと理解。細かな点は年明け以降に第2ラウンドとして議論していきたい。

■ 村本座長の総括的な発言後に、事務局及びオブザーバーから以下の発言があった。

(菊川金融課長)

- 再保険についてのご指摘は、正に国が関与している制度であり、持続可能性の観点も含めてしっかり対応していきたい。
- 中小企業金融の全体的な話については、D Iの数値は改善し、その他の数字もリーマンショック前に戻っているものもある。金融機関のところについては、金融庁から補足していただきたい。
- 業況のみならず、業種による違いを考慮すべきという点も同意する。
- セーフティネット5号の不況業種については、人口動態から切り分けることが可能なのか、それを制度に組み込めるのかは非常にテクニカルな問題。
- 抜本再生への支援は、セーフティネット保証の一覧で示されている事業再生保証がある。民事再生を念頭に置いており3年間に限っているが、実績は少ない。第二創業時にニューマネーを投入するところについては見直しを検討する必要があり、整理したい。
- 保証協会のガバナンスは、現場が分かりやすいように評価項目を検討したい。
- セーフティネット5号の事故率は、平成26年度で一般保証3.5%、セーフティネット保証6.5%であり、倍近い。保険収支は、足下1,600億円の赤字となっており、その多くはリーマンショック後の緊急保証(5号)と、平時の5号によるもの。
- なお、セーフティネット5号の承諾額は年々減少しており、10%を切っている。今では責任共有が大勢を占めている。

(伊野金融庁監督局総務課長)

- 保証付き融資の金利については実態が分からないが、金融検査マニュアルでは、信用保証が付くことによる信用リスクの減少を反映させた融資になっているかどうか着目するようになっている。
- 保証が付くことによって安易に融資していないかどうかについては、そもそも事業性評価をしっかりと行って融資するように指導している。信用保証の利用が必要なケースはあると思うが、事業者としっかり話すことは重要。保証を付けたから安易に融資しているとは思っていない。
- また、既存融資を保証付き融資に乗り換えることは禁止されている。平成11年には、乗り換えをやっていた19の金融機関に対して業務改善命令を出した事例もある。

(全国銀行協会 水谷三井住友銀行エリア部長)

- 全体の議論、方向性に大きな違和感はない。
- ライフステージといった制度の具体化にあたっては、どのようにして実務に

落とし込んでいくかという課題もある。創業は分かりやすいが、成長、成熟の段階はどう判断するのか難しい。

- 金融機関に対する監督の話もあったが、一時期の不良債権時代と違って、金融機関自身の財務だけではなく、融資姿勢について重点的に監督されている。部分保証方式、負担金方式で対応に大きな差はないと一言申し上げる。

(地方銀行協会 工藤横浜銀行執行役員)

- 小規模事業者への配慮、災害対応の重要性も盛り込まれているので、大きな方向性としては異論ない。
- 事業者、金融機関に対するインセンティブについては、逆効果が生じることがないように細やかな制度設計が必要。
- 小林委員の再生時の支援を手厚くすべきという意見に同感。金融機関側でも抜本再生後のリスタートは新たな創業と同じものと認識している。
- 事業性評価を実施し、保証があるからといって安易に融資はしていない。
- 部分保証方式、負担金方式で対応に差は生じない。
- 三神委員から紹介のあった女性行員の事例は今まさに進行している制度。実例もある。同様の制度を同一業界内で実施するような仕組みを保証協会の仲介機能を活かして行うことが出来るのではないか。

(第二地方銀行協会 若栗北洋銀行融資企画部長)

- 方向性としては異論ないが、具体化に向けての課題は残っているものと認識。特に保証割合の弾力化について、ライフステージ、資金用途といった要素をどのように整理していくべきか丁寧な議論が必要。
- 創業、第二創業、再生等は手厚く、しっかり見て欲しい。
- 部分保証方式、負担金方式で対応に差は生じない。また、プロパー融資、保証付融資でもモラルハザードなどなく、しっかり対応している。

(全国信用金庫協会 齋藤朝日信用金庫融資管理部長)

- 小規模事業者への配慮が必要という前提に立って議論を進めていただき感謝。
- ライフステージに応じた対応、経営改善のインセンティブの重要性は理解できるが、中小零細企業は経営状況が変動しやすく一様ではないので、業歴等で単純に判断するのではなく、様々な角度で検討して欲しい。
- 保証割合を弾力化するにあたって、あくまで基本ベースは8割というところから制度設計を検討していくべき。
- セーフティネット保証5号の認定要件について、売上以外の要素も考慮すべ

き。例えば、印刷業だが、業種全体の売上については大手が牽引しているので好調に見えるが、中小印刷業者の業況は悪い。

(全国信用組合中央協会 奥川茨城県信用組合常勤理事)

- 方向性としては概ね妥当なものとする。
- 創業、成長、成熟期といったライフステージに応じたリスクシェアリングの考え方は概ね同意できるが、制度設計、仕組み作りにあたっては丁寧な検討が必要。
- 小規模事業者向けの小口融資は、外部の影響を受けやすいため引き続き100%保証が必要。また、特別小口保証の上限額の引上げについても検討していくべき。
- 今秋の関東豪雨の際も多くの中企業がセーフティネット保証を利用。機動的な支援は重要。危機が過ぎ去った後には速やかに平時に戻すという考え方も理解するが、危機が過ぎ去ったか否かの判断は慎重に行うべき。まだ危機の最中にある中小企業がいるのに支援を止めるということが起こらないようにしてもらいたい。

(日本商工会議所 塩野主任調査役)

- ヒアリングで申し上げた意見を反映していただき感謝。中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を与えるような見直しにすべきではないと委員からも意見が出ており、安心した。正式な取りまとめ時には、詳細設計の段階で大前提が崩れることが無いように明記してもらいたい。
- 詳細の検討にあたっては、制度を作り込みすぎて、かえって利便性を損ねることがないようにしてもらいたい。中小企業・小規模事業者にとっては、必要な時期に必要な融資が受けられることが何より重要であるので、従来の制度であれば融資可能であったにも拘らず、新しい制度に変更したことにより、本来利用できたものが使えなくなってしまうようなことがないように、金融機関、保証協会の双方が動きやすい、連携しやすい制度としてもらいたい。

(全国商工会連合会 榎本企業環境整備課長)

- 地方の小規模事業者は、維持持続型の生業であり、先祖から代々受け継いだ事業を営む者が多い。業歴だけを見て画一的な判断をしないで欲しい。
- 中小企業・小規模事業者の資金繰りが困難な状況にならないよう、特に小規模事業者向けの特別小口保証の維持、拡充を含めて検討して欲しい。
- 引き続き慎重に議論を深めてもらいたい。

(全国中小企業団体中央会及川政策推進部長)

- 地方の実態、地方の声、地方の金融機関の声等を改めてしっかり聞いて反映して欲しい。
- セーフティネット機能のあり方については、16個のメニューがどのように使われているのか実績をみる必要があるのではないか。
- 特に5号は四半期毎の手続きをもっと簡略化出来ないか。売上データが分かる業種は良いが、サービス業のように業種ごとのデータを把握しがたいところをどうするか等、検討が必要。

(中小企業基盤整備機構 船矢理事)

- 事業再生協議会の事務局を担っており、その立場からオブザーバー参加している。
- 事業再生を円滑に進めて行く中で、保証協会との協力は非常に重要。事業再生の現場から何らかの意見が出てくれればお伝えしたい。抜本再生等についても現場の声があれば届けたい。

(全国信用保証協会連合会村山会長)

- ライフステージは、成長のタイミング、事業者の状況、外部環境等により千差万別。信用保証協会は、地域の金融機関と相談しながら協調融資する等柔軟に対応している。
- 責任共有制度の検討にあたっては、地域で培ってきた金融機関との信頼関係、個々の中小企業に対する支援の経験が十分に発揮されるよう配慮して欲しい。
- 詳細を検討する際には、現場の声、実態に即した内容になるよう配慮して欲しい。
- 小規模事業者に対しては、取引先の状況変化の影響を大きく受けてしまう点を考慮して欲しい。
- 保証割合の弾力化については、固定的なルールとなると対応出来ないケースも出て来てしまう。
- 協会が金融機関・事業者の取り組み状況をモニタリングするという点は、金融機関の協力を受けながらしっかりと対応している。今でも経営改善した場合には保証料を割引する等工夫をしており、このような取り組みを拡大していきたい。

(CRD協会吉田理事)

- 我々は、企業の診断ツールを持っており、すでに信用保証協会や金融機関に

ご利用頂いている。当協会では341万社の財務データ有しており、具体的な制度設計が出てきた際に積極的に活用して欲しい。

(日本政策金融公庫橋本保険部門長)

- 国際会議に出席した際、日本の信用保証制度の説明に対し、その長い歴史やこれまでの危機をどのように乗り切ってきたのか等について大きな関心を集める。素晴らしい制度であると改めて認識する。
- より良い制度に見直すことは非常に重要。将来においても、国際的に誇れる制度にしていければと思う。

■ オブザーバーからの発言後に、村本座長から本日の審議の総括、次回の議事について発言があった。

(村本座長)

- 経営支援について、河原委員のカルテ案は重要な視点。別途進めているローカルベンチマーク等の議論とも目線を合わせつつ検討していきたい。金融機関でも、単に財務情報だけで融資決定するのではなく、何度も企業の元に足を運び知的財産の状況も確認しつつといった事実上のカルテのようなものを作成して融資を行っているところがある。
- 本日は資料2に関する意見をいただいたが、大きな方向性、基本的なところでは異論がなかったものと理解。次回は、今後の検討の方向性を記載した中間整理を示していきたい。事務局として、本ワーキンググループの中間整理をどのようなものとしたいか考えはあるか。

(木村事業環境部長)

- 今回の見直しはあくまで慎重に検討してきて、本日方向性が見えてきた。委員、オブザーバー、関係者の皆様に感謝。
- 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの影響を回避し、ライフステージや資金規模等に応じた保証のあり方等の詳細な制度設計をこれから慎重且つ柔軟に、本日の議論も踏まえ更に検討したい。
- 次回議論する中間報告は、本日配布した資料2に加筆・修正する形で準備し、改めて確認する機会を設けた上で親会である基本問題小委員会への報告とさせて頂きたい。
- 次回は星野政務官が出席する可能性があるためお知らせする。

■ 予定されていた議事を終え、閉会となった。

以上